

オオタカの 国内希少野生動植物種 指定解除を受けて

平成25年から検討されてきた、オオタカを「種の保存法※1」の国内希少野生動植物種（以下、希少種）から解除する政令改正が、9月21日から施行されました。生息状況から見ると解除は妥当だという見解を、当会はとってきました。しかし、里地での開発回避やアセスメントの際に、オオタカが重要種や生態系の着目



オオタカは、里山のシンボル。宅地開発や道路建設など、開発の脅威から里山を守ってきた（写真／戸塚 学）

※1 正式名称 「絶滅のおそれのある野生動植物種の保存に関する法律」
※2 正式名称 「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」

種として選定されてきたのは、「種の保存法」に、「生息地の所有者等は希少種の保存に留意しなければならない」という規定があるからです。今後もオオタカが果たしてきたこれらの機能を代替する仕組みがないまま解除するのは、時期尚早ということで反対をしてきました（『野鳥』誌2016年4月号29頁参照）。

指定解除により、今後オオタカは「鳥獣法※2」によって保護されることとなります。解除に併せて、鳥獣法の希少鳥獣からも指定解除となりますので、都道府県の所管となります。都道府県が行なう事務作業の基準となるように鳥獣法の施行規則と鳥獣保護管理の基本指針の改定も行なわれます。

基本指針では、管理目的での捕獲は原則不許可、許可をする場合についても、環境省で基準を示すとともに、捕獲した個体を飼養できるのは公的機関に限定することとされます。また、流通を防ぐために「販売禁止鳥獣」に追加指定されるとともに、輸入した個体には足環の装着が義務づけられる「特定輸入鳥獣」にも追加指定されます。

オオタカは、多くの自治体のレッドリストに掲載されていたり、希少種保全条例等の対象種となっていたりします。国による指定が解除されたからといって、安易に自治体による保護施策が後退することは望ましくありません。オオタカの生息状況は地域によって差があることから、各地の生息状況をモニタリングし、必要に応じて保護対象とすることが重要です。環境省による指針の改定に伴って今年度末に都道府県の鳥獣保護管理事業計画の改定が行なわれ、その際にはパブリックコメントも出されます。

会員の皆さまには自治体での動きを注視し、地域でもオオタカのモニタリングや保護施策が、今後も推進されるように働きかけをお願いいたします。

NEWS

●自然保護室



話題提供者（左から）四国西予ジオパーク推進協議会事務局 加藤氏、愛媛県歴史文化博物館専門学芸員 大本氏、北海道大学大学院専門研究員 久井氏、当会自然保護室 伊藤



江戸時代中期に建てられた市有形文化財・末光家住宅で当時の雰囲気を感じながら開催

愛媛県西予市^{せいよ}でツル講座

「ツルから探る江戸時代の宇和」を開催

当会でナベヅル、マナヅルの越冬地づくりを進めている愛媛県西予市の宇和盆地は、江戸時代にもツルが越冬していました。当時のツルの生息状況や人とツルとの関わりを地域の方々にも知ってもらうため、8月20日、古文書からそれらを読み解く講座を西予市役所と共催で開催し、40名以上の市民が参加しました。

当時、ツルは幕府や藩主といった権力者によって食べられたり、飼育されていたりしていたので、庶民は関わりが薄いものと思われていたのですが、宇和島藩の史料等から、宇和町では農民が捕獲を手伝ったり、正月には藩主から町人に鶴料理がふるまわれるなど、地域住民とも関わりがあったことがわかりました。また、地質学や民俗学の専門家から、宇和町がかつては湿地で、湿地が多かったという話を聞くことで、当時越冬地の一つだった理由を推測できました。